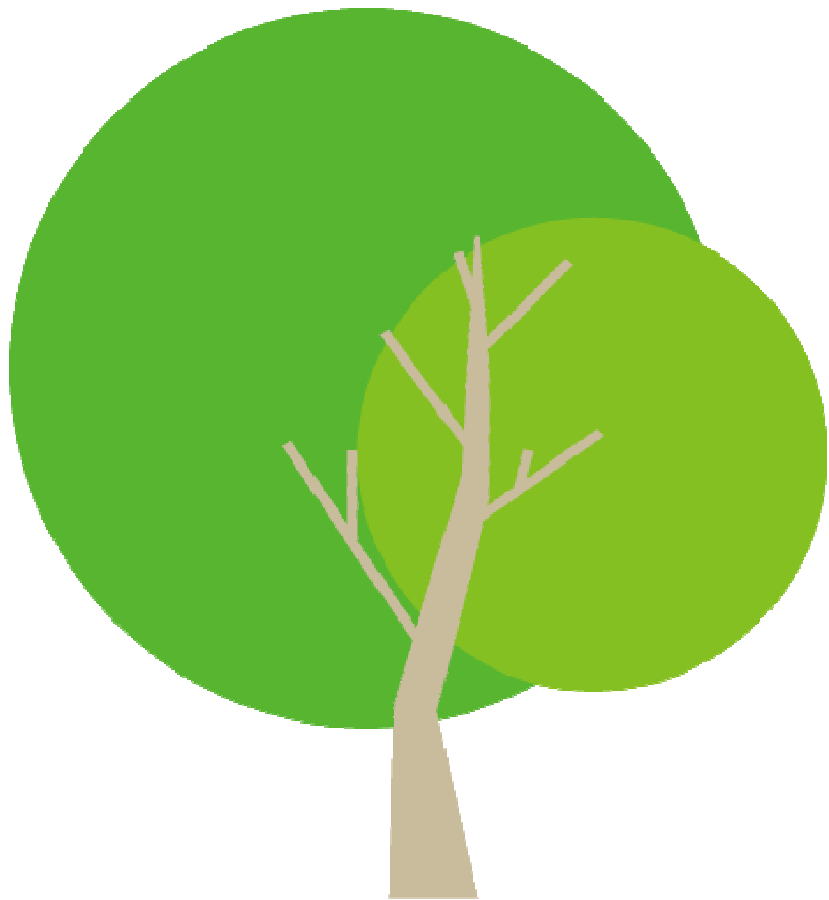


令和8年度

八尾市市民活動支援基金事業助成金募集要項



この基金は「がんばれ八尾応援寄附金（ふるさと納税）」等において、
公益活動を応援する方からの寄付金を積み立てたものです。

●制度の目的

市民活動団体が継続して活動を行っていくためには、しっかりとした組織基盤が必要であるとされています。そのため、団体の組織基盤の強化を図り、助成終了後に自立・継続・発展して事業が行える力を培ってもらうことを目的として、団体設立時の初期段階や、団体運営が軌道に乗り発展的に事業展開を図る段階の事業に対し、八尾市市民活動支援基金を活用し、助成を行います。

●助成対象団体は？

次の(1)～(10)すべての要件を満たす団体が対象となります。ただし、若者チャレンジコース（高校生・大学生可！）を申請の場合は(1)と(8)の要件は問いません。

- (1) 主に市内において活動している
- (2) 10人以上で構成され、うち市内に在住、在勤若しくは在学している者が過半数含まれている
ただし、若者チャレンジコース（高校生・大学生可！）を申請の場合は、5人以上で構成され、その過半数が高校生以上35歳未満である（市内在住・在学・在勤は問いません）
また、高校生以下のみで構成されている場合は、指導教員又は指導する保護者がいること
- (3) 不特定かつ多数のものの利益の増進を目的としている
- (4) 法人格を有しない又は特定非営利活動法人である
- (5) 原則、加入・脱退に制限がない
- (6) 組織及び運営に関する事項を定めている（団体の定款や規約、会則等が必要です）
- (7) 事業実施に当たり適正な経理処理を行うことができる
- (8) 助成金の交付決定後、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」に必ず登録できる
- (9) 「スタートアップコース」申請の場合は、1回目は活動実績3年未満であり、又は2回目若しくは3回目の申請は活動実績5年未満であり、且つ、団体の代表者及び構成員の過半数が過去の助成団体と重複していない
- (10) 「ステップアップコース」申請の場合は、活動実績3年以上
- (11) 「若者チャレンジコース」申請の場合は、審査会において、若者が中心となって、プレゼンテーション及び質疑応答を行う
- (12) 事業実施中及び事業実施後に、「つどい」のヒアリングを最低2回以上受ける

●助成対象事業は？

市民活動団体が行う自主的かつ積極的な社会貢献活動で、次のいずれの要件も満たす事業が対象です。

- ・市民活動団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大し、もしくは発展させる事業
- ・市内全域又は広域（概ね小学校区以上の範囲）の市民が受益者となり得る公益性のある事業

「公益性」の意味は？

⇒「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」をいいます。

※ 下記のような団体・事業は対象外です。

- (1) 営利活動・宗教活動・政治活動を目的としている、もしくは選挙活動に関連している
- (2) 代表者及び役員が暴力団員又は暴力団密接関係者である
- (3) 市民税等を滞納している
- (4) 国又は地方公共団体もしくはそれらの外郭団体、独立行政法人から助成金の交付を受けている
もしくは受けようとしている事業（市の主催事業に運営や共催などで関わる事業も含む）
- (5) 市外で実施する事業（若者チャレンジコースのみ、八尾市民のみを対象にした事業であることを条件に、市外で実施を可とします）
- (6) 暴力団の利益になると認められる事業
- (7) 現金、金券（商品券等）又は物品（記念品等）の配布のみを行う事業

●助成コースについて

助成については、下記の3つのコースがあります。

コース名	事業内容	助成回数	助成上限額及び助成率
スタートアップ	市内の 広域 （概ね小学校区以上の範囲）の市民が受益者となり得る、 立ち上げ時の団体が市内で行う事業	1団体 3回まで	1団体 10万円以内 1回目 助成率 10/10 2回目 助成率 10/10 3回目 助成率 10/10
ステップアップ	市内の 全域 の市民が受益者となり得る、 活動実績3年以上の団体が市内で行う事業	1事業 3回まで	1事業 30万円以内 1回目 助成率 10/10 2回目 助成率 7.5/10 (3/4) 3回目 助成率 5/10 (1/2)
若者チャレンジ	市内の 全域 の市民が受益者となり得る、 若者が主体的に取り組む事業（高校生・大学生可!）	1事業 3回まで	1事業 15万円以内 1回目 助成率 10/10 2回目 助成率 10/10 3回目 助成率 10/10

※ 「スタートアップコース」「若者チャレンジコース」は、以下の点にご注意ください。

- ・2回目や3回目の助成を受けるためには、1回目や2回目の審査会結果（委員の助言を含む）をふまえて、事業の内容などに改善が認められることが条件になります。
- ・「市内の全域の市民が受益者となり得る」とは、「市内の全域で参加者の募集を行うこと」や、「実施した内容を広く周知し、市内の全域の市民が取り組みの成果を得られること」を含みます。

●助成の対象となる活動期間

4月から翌年3月までの間に実施される事業が対象となります。

- (1) 複数年にわたり継続的に行う活動が助成の対象ですが、助成金は今年度分の事業経費に対してのみ交付するものです。
- (2) 令和8年度当初から本助成金の交付決定を受けるまで開始している事業についても対象となりますが、八尾市市民活動支援基金事業助成金審査会の時点で完結している事業については対象となりません。

●助成金額など

- (1) 審査により1事業当たりの助成金交付額を決定します。
- (2) 対象事業の助成金の合計額が市の予算を超えるときは、一定の率を乗じて調整した額を助成金の額とします。
- (3) 同一年度内での助成金の申請は、1団体につき1件とします。（複数コースの申請も不可）

●助成対象経費

下記の科目が助成対象の経費となります。(事業において必要と認められる費用の対象)

科 目	内 容
謝 金	講師等の謝礼(交通費含む)、出演料、作業補助謝礼、デザイン料等の費用
旅 費 交 通 費	電車やバスなどの交通費(タクシー、レンタカーの利用を含む)
印 刷 製 本 費	事業開始時のチラシ作成費など広報宣伝用の印刷物や報告冊子などの作成に必要な費用
物 品 購 入 費	物品の購入費用 (ただし、1点が1万円(税込)以下のものに限りませ)
通 信 運 搬 費	電話、郵便、宅配料などの費用、備品等運搬など事業に必要なガソリン代
保 険 料	保険料(イベント保険等)
使用料及び賃借料	会場の使用料、機器の賃借料
そ の 他	上記以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

※ 下記のような、団体の管理にかかる経費や自ら負担すべき性格を有する経費は、助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ・ 団体構成員への謝礼、団体内部の研修経費
- ・ 団体構成員や他のボランティア同士だけの会議・交流会などにかかる経費
- ・ 家賃や光熱水費など団体の日常業務に係る維持管理運営経費
- ・ 事業の実施に必ずしも必要としない資材などの購入経費(団体構成員のユニフォームなど)
- ・ 食事(弁当)代や茶菓子代などの経費(食材等助成事業に直接必要となるものは助成対象)
- ・ ポイントで購入した経費(ポイントを差し引いた金額は助成対象)
- ・ その他、本助成金の趣旨にそぐわないと判断される経費

※ 助成金の交付決定額の算出根拠となり、適正な価格で積算していることを確認するため、見積書などを添付してください。

【注意！】

実績報告の際には、助成充当費用分だけでなく、**事業にかかる全ての領収書が必要**になります。領収書により支払ったことを明確にすることができない経費は、対象経費として認められません。

●応募方法

(1) 申請書の応募受付

令和8年4月20日（月）から市役所本館3階コミュニティ政策推進課で応募受付します。
また、八尾市のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.yao.osaka.jp> 「令和8年度 八尾市市民活動支援基金 募集」で検索してください。

<提出書類>

- ① 八尾市市民活動支援基金事業助成金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 事業収支予算書（様式第3号）
 - ④ 団体に関する調書（様式第4号）
 - ⑤ 申込団体の当該年度全事業の予算書（申請事業のみ行う団体は、提出不要）
 - ⑥ 名簿（役職名入り）
 - ⑦ 定款又は会則
 - ⑧ 助成対象経費の積算根拠がわかるもの（見積書など）
- ※ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却できません。

(2) 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）まで（ただし、土、日を除く）

(3) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後0時45分までを除く）

申請書等に必要な事項を記入して受付期間中にコミュニティ政策推進課へ持参、または郵送してください。（郵送の場合は、令和8年5月15日消印有効）

●問い合わせ及び申請書類の提出先

八尾市 人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課（市民活動支援係）

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

電話：072-924-3818 FAX：072-992-1021

Eメール：com-suishin2@city.yao.osaka.jp

●選考方法

申請書についての書類審査と公開プレゼンテーションに基づく審査により、市民活動支援基金事業助成金審査会委員が選考します。

○書類審査・公開プレゼンテーション 実施日（予定）：令和8年7月4日（土）

- ・申請団体は、公開審査へ参加しない場合、いかなる理由があっても選考の対象にはなりません。
- ・申請書等と公開プレゼンテーションの内容に齟齬がないよう注意してください。
- ・必ず代表者自身がプレゼンテーションを行うようにしてください。

●審査基準

申請された事業については、以下の基準で審査会委員が審査します。

- (1) 事業による効果、成果を多くの市民が受けられるものであるか。(公益性)
- (2) 事業実施により期待できる具体的な効果があるか。(効果性)
- (3) 自立できることが期待され、今後も発展できるか。年間を通じた活動であり、また複数年にわたり継続する可能性があるか。(自立性、発展性、継続性)
- (4) 実現可能な事業内容となっているか。(実現可能性)
- (5) より多くの市民が参加できるよう、広く開かれた事業で、事業内容や方法に透明性があるか。(参加度と透明性)
- (6) 手法が工夫されているか。またそこから新たな市民の活動を生む可能性を持っているか。(創造性)

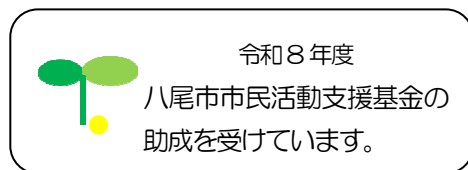
●助成対象事業等の決定と交付について

審査会委員の審査結果を受けて助成を行う団体を決定し、助成金の交付を行います。

助成対象事業及び助成予定金額については、7月末頃(予定)に通知します。助成金の交付は、原則として事業の完了後に行いますが、必要に応じて事業の完了前に行うことも可能です。

●交付決定後の注意点

- (1) 助成金の交付を受けた団体が交付の対象である事業を変更もしくは中止したときは、変更等の手続きが必要となりますのでご連絡ください。また、交付した助成金については返還していただく場合があります。
- (2) 事業の実施にあたり作成するチラシやパンフレット、ポスター等に令和8年度の八尾市市民活動支援基金の助成を受けている内容を記載してください。
(原則、右記 ロゴマークを使用。大きさ自由)
また、実績報告の時にそのチラシやポスター等を提出してください。
- (3) 助成が決定した事業の実施にあたり、事業実施中及び実施後に、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」のヒアリングを最低2回以上受けることを助成の要件としています。



八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」

〒581-0003 八尾市本町 1-1-5

電話：072-928-3848 FAX：072-928-3850

開館時間：月曜日・水曜日～金曜日(祝日を除く) 10時～15時

土曜日・日曜日、祝日 10時～17時

※会議室の利用予約がある場合は20時を上限に原則対応

※7月・8月の土曜日・日曜日は20時まで開館

休館日：火曜日、年末年始

●実績報告について

助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった事業について報告をしていただく必要があります。

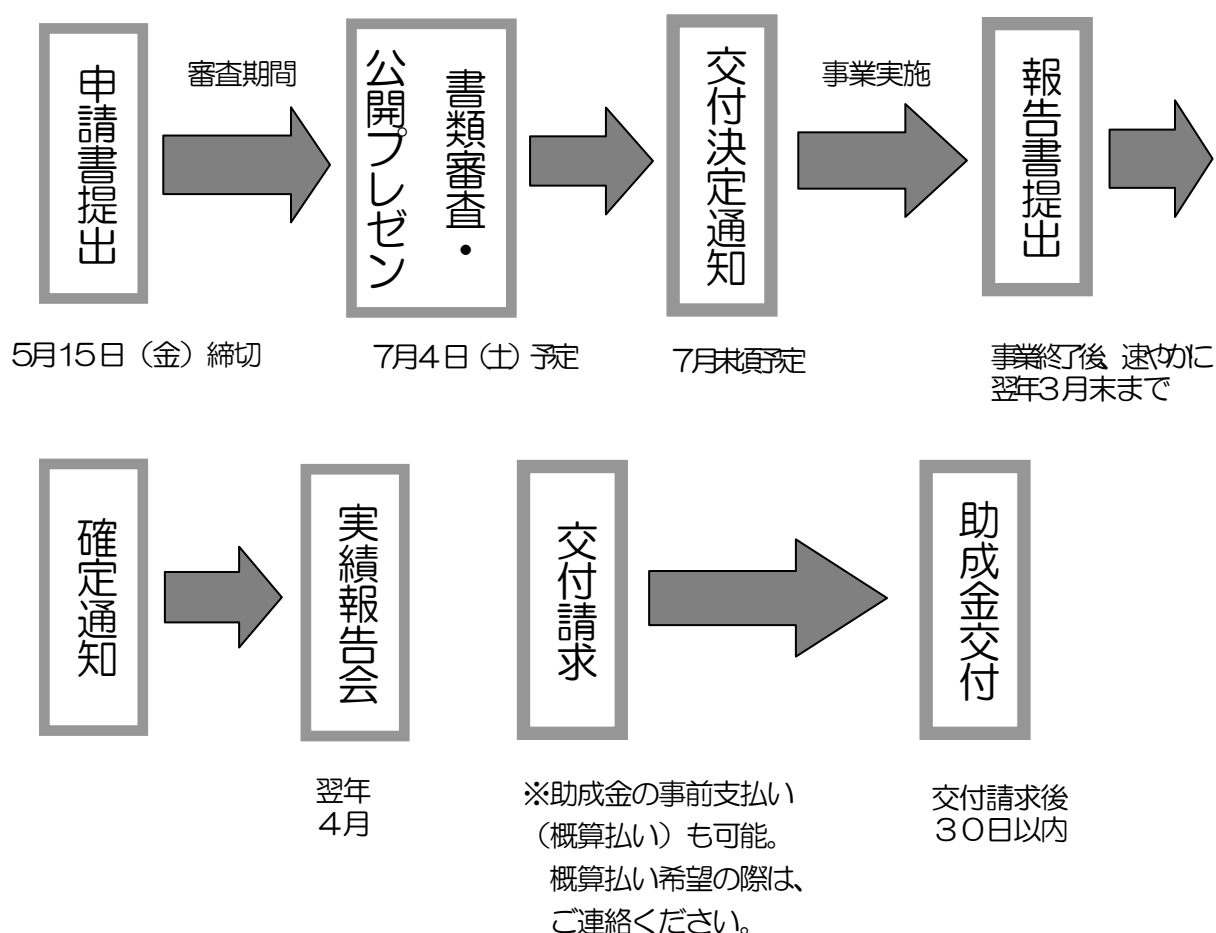
(1) 実績報告書の提出

事業実施後、速やかに実績報告書等を提出していただきます。【令和9年3月31日(水)〆切】
その際には、先述のチラシ等の他、活動内容がわかる写真を4~5枚程度あわせて提出してください。(実績報告会の際、資料として添付します。)

(2) 実績報告会での発表

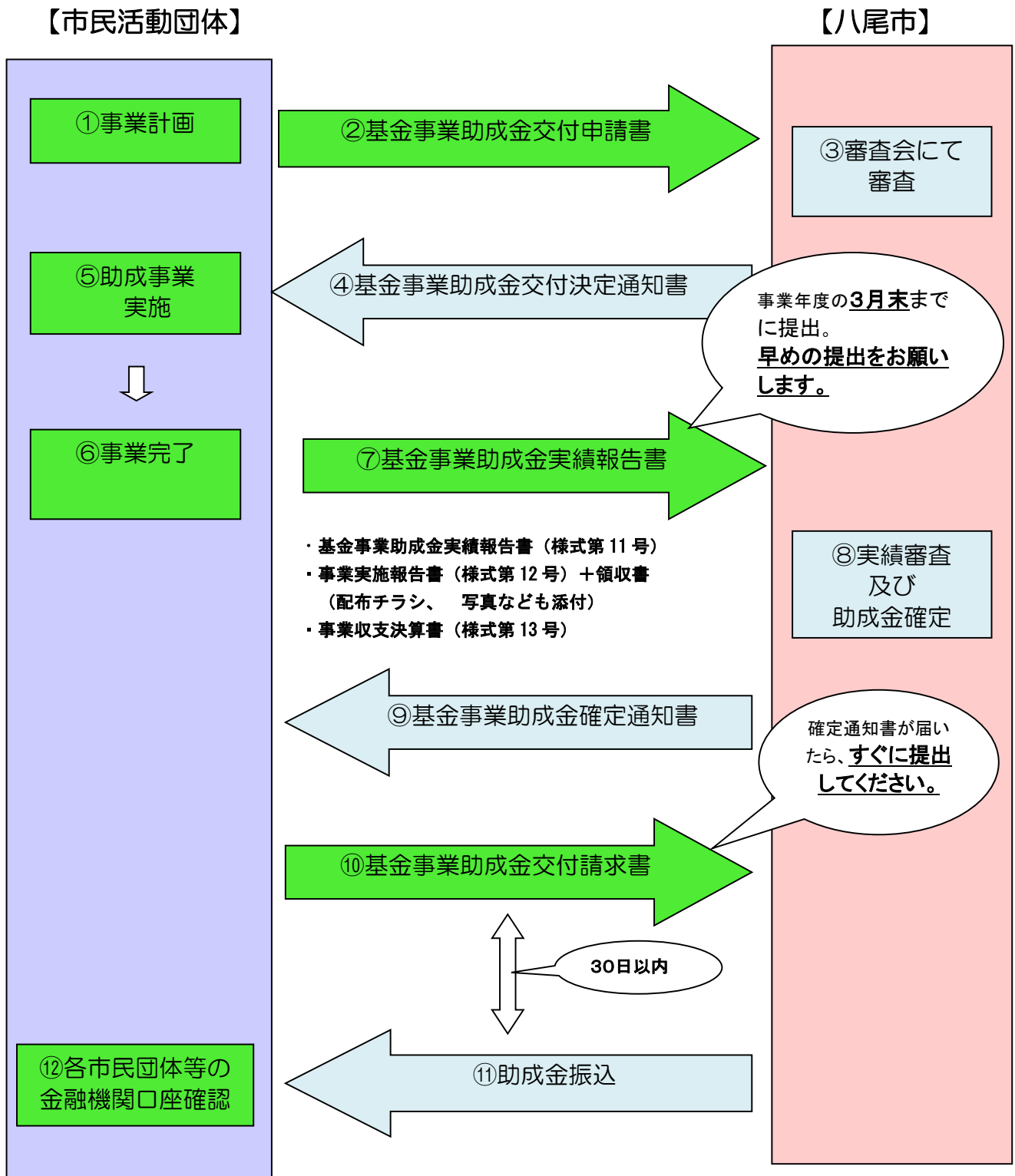
実績報告書を提出後、事業の内容や成果について発表していただくための実績報告会を一般公開で開催します。必ず出席してください。

●助成金交付手続きの流れ



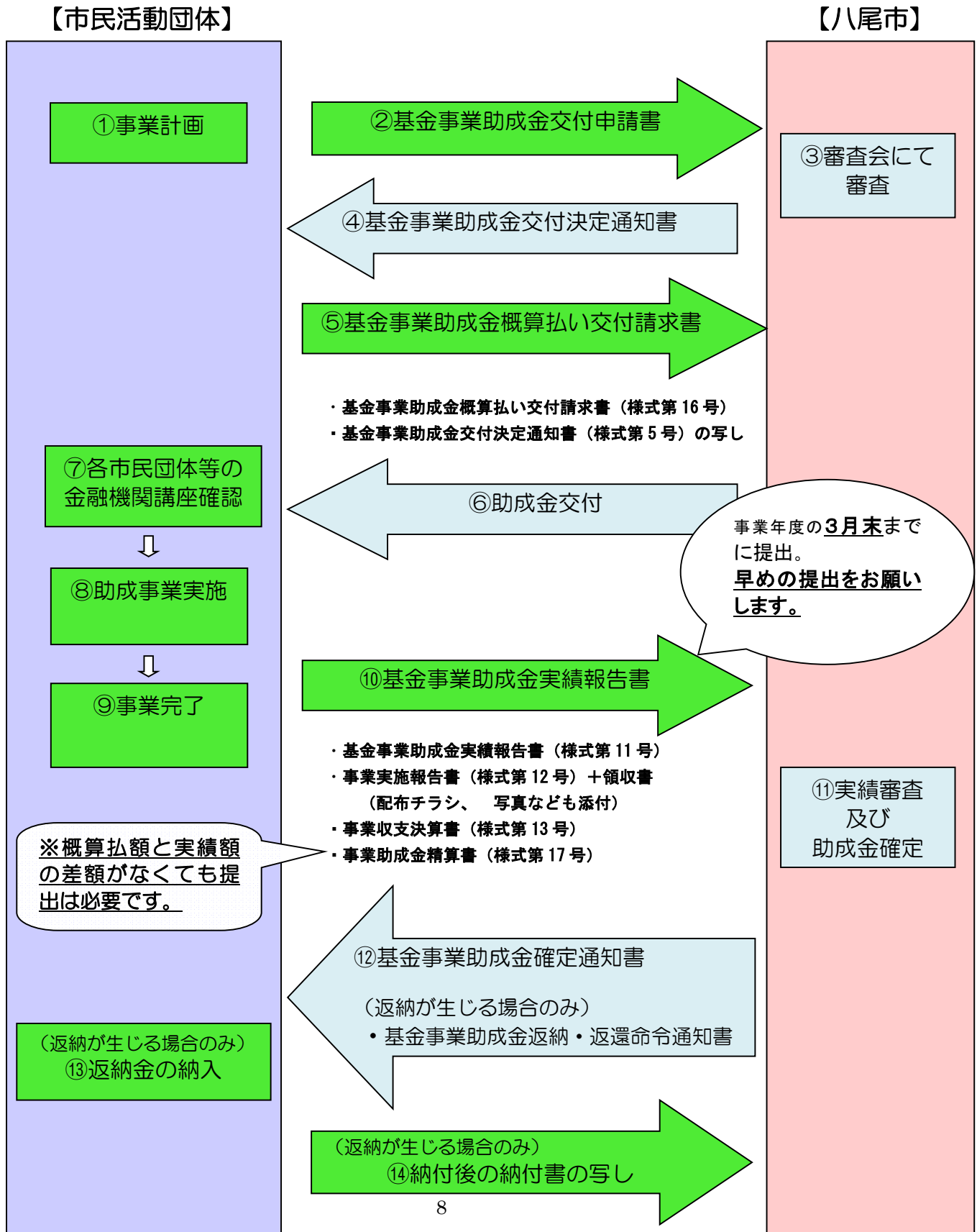
「八尾市市民活動支援基金事業助成金」手続きの流れ

★【通常の場合】



「八尾市市民活動支援基金事業助成金」手続きの流れ

★【概算払いの場合】事業の完了前に助成金を交付する場合



市民活動支援基金助成金制度についてのQ&A

スタートアップコースについて

・過去に令和7年度までの制度で助成を受けましたが、改めてスタートアップコースを申請することはできますか。

→申請できます。昨年度まで1団体1回限りの助成としておりましたが、今年度から立ち上げ時の団体の活動を継続的に支援して行くため、1団体3回まで助成できるように制度を変更しました。

ステップアップコースについて

・過去に平成27年度までの制度で2回助成を受けましたが、今後同一事業で申請することはできますか。

→過去に助成を受けた事業は、ステップアップコースを助成したものとして、カウントします。よって、ステップアップコースの3回目として申請することは可能です。

・過去に助成を受けた事業について、内容（事業名・手法・実施場所・対象者等）を若干変更する場合は、過去と同一事業ではなく新規事業として申請できますか。

→基本、目的及び手法がほぼ同じであれば、事業名等が変更になっても同一事業とみなします。もし新規事業として申請いただいた場合でも、審査会では事業目的・内容・対象者等から総合的に判断するため、事業内容によっては、新規事業と認められない場合があります。

・拡大発展とはどのようなことを意味しますか。

→既存の事業より、規模や回数、内容がプラスされることを拡大発展とします。

若者チャレンジコースについて

- 高校生のみ、大学生のみの団体でも申請することはできますか。
→申請できます。但し、事業運営や金銭管理などにおいて、わからないことや不安がある場合、「つどい」にアドバイスなど支援を受けるようにしてください。
- 同一の事業でも3回助成を受けることはできますか。
→審査会において、2回目や3回目の事業内容などに改善点が認められることを条件に助成を受けることができます。改善する点は必ず申請書に記入をしてください。申請の受付時にも確認をさせていただきます。
- 団体の要件や事業の内容はステップアップコースにも該当するのですが、ステップアップコース、若者チャレンジコースのどちらで申請すればよいですか。
→どちらのコースで申請するかは団体で判断していただくことになります。
- 過去に平成27年度までの制度で3回助成を受けましたが、今後改めて同一事業を若者チャレンジコースで申請することはできますか。
→過去に助成を受けた事業でも、団体の要件（構成員の過半数が高校生以上35歳未満であること）や事業の内容を満たしていれば、若者チャレンジコースとして申請することは可能です。

八尾市 人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課(市民活動支援係)

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

電話：072-924-3818 FAX：072-992-1021

Eメール：com-suishin2@city.yao.osaka.jp